



栄村議会報

第214号

●発行／栄村議会

●責任者／上倉敏夫

●編集／議会報編集委員会

内容：○令和7年度予算 ○賛成討論 ○主な可決案件 ○令和6年度予算推移 ○一般質問6名
○議会活動報告



◆令和7年 第1回定例会◆

令和7年度予算を予算特別委員会で慎重審議し可決

令和7年第1回定例議会は3月4日に開会され、7日と10日の2日間、予算特別委員会が開催されました。

慎重審議の結果、最終日11日に、一般会計・特別会計・事業会計全て可決されました。

令和7年度

一般会計 **38億8,400万円**

特別会計総額 **8億9,584万3千円**

【一般会計内訳】

(単位：千円)

歳入	
村税	169,140
地方譲与税	78,000
地方消費税等交付金	48,830
地方交付税	1,752,000
分担金及び負担金	7,941
使用料及び手数料	59,577
国県支出金	634,038
財産収入	24,849
寄附金	40,500
繰入金	341,899
繰越金	50,000
諸収入	80,126
村債	597,100
合計	3,884,000

歳出	
議会費	45,369
総務費	563,395
民生費	513,586
衛生費	232,532
労働費	4,269
農林水産業費	334,607
商工費	456,517
土木費	666,233
消防費	143,970
教育費	624,706
災害復旧費	3,150
公債費	285,666
予備費	10,000
合計	3,884,000

【特別会計内訳】

(単位：千円)

歳入・歳出	
国民健康保険(事業勘定)	223,273
国民健康保険(施設勘定)	124,792
秋山診療所	3,842
後期高齢者医療	33,796
介護保険	424,020
介護サービス	9,021
ケーブルテレビ	77,099
合計	895,843

公営企業会計

【事業会計内訳】

(単位：千円)

事業名	当初予算
簡易水道事業	142,031
下水道事業	123,940
合計	265,971

詳細については、広報さかえ4月号(第497号)7ページの「令和7年度 当初予算の概要」をご覧ください。

令和7年度 一般会計予算：賛成討論

3月11日最終日、令和7年度一般会計予算について賛成討論がありました。

◆賛成討論 松尾 眞 議員

令和7年度栄村一般会計予算に賛成する立場から討論をいたします。

予算の前提となる新年度の施政方針で、宮川村長は、「新農村社会の構築」を押し出されました。米作り、トマト、アスパラ、ズッキーニの畑作、300頭を超える肉牛、「若い皆さんが栄村で農業を続けていく、農地を守っていける施策の取り組み」それが新年度予算の農業予算であり、「地域づくり事業協同組合」を立ち上げる予算であります。それは、「変わる」栄村観光とも結びつきます。栄村の大地での取り組みは、様々な人々を栄村に引き寄せ、ふるさと納税の増大、関係人口の分厚い創出、若者が主役となって、栄村の将来を切り開いていくことになるでしょう。

スキー場は、村のイメージアップと子供たちの誇りに繋がる場として新たな生命力を発揮しつつあります。

そして新しい学校が誕生し、栄村が、子供たちが「伸び伸びと育ち、自信と誇りを持って活躍できる」環境となるよう、子育て支援の加速の諸施策が打ち出されております。

そうした子供たちが伸び伸びと育ち、若者が活躍する一方、人生の大先輩である高齢者の皆さんが、誰1人取り残されることなく、健康で楽しく暮らせるよう、新年度は飯山の病院に通えるバスの試行運転も始まります。

こうした新年度予算に込められた栄村の新しい時代への様々な仕掛け、これを議員や役場職員、そして多くの村民、とりわけ若者がしっかりと理解し、施策の実現に向けて、知恵を出し合うこと、それぞれの力を十二分に発揮すること、これこそ新農村社会の構築の鍵となると思います。別の言い方をすれば、農業、観光で、稼ぐ力、農山村らしい産業を育てることが、新年度予算に出されている施策の方向性だと思います。

長年に渡って過疎地を「多自然居住地域」へと発展させるべく尽力をされてきた宮口侗迪氏は次のようなことを言っておられます。

「自然から高いレベルの経済的価値を引き出すオリジナルな能力が育つこと、その能力に土地と資源を委ねる方向づけ、これが「多自然居住地域」の核だ。

そして行政は、土地資源を能力のある人が活用できるように誘導すべきだし、後継者のいない農林家は、その土地を有効に使うための協議に積極的に参加してほしい。近年、都市や非農家に育って、農業を生業にしたいという人が結構現れてきている。かえってそのような人の方が、過去にとらわれない斬新な農業を打ち立てる可能性があるかもしれない。

多自然居住地域の到達点はもちろん見えているわけではない。しかし、現在人口が減少している中小都市の山村に、一人一人が力をつけて大きな役割を果たせるような産業が生まれ、規模は小さいながら、それぞれしっかりした職場に根付き、中核都市までいなくてもレベルの高い都市的サービスを楽しむ姿は、やはり理想として持ち続けるべきだと思う。大都市の人が羨む多自然居住地域は決して夢ではない。」

こういうふうにおっしゃっています。確かに壮大な夢ではありますがけれども、栄村が平成の大合併を拒否して自立の村を宣言して約20年、震災から14年、そして、来年は村政70周年を迎えます。

今、栄村は大きな歴史的転換点、飛躍のときを迎えていると思います。新年度予算が提示する新しい飛躍と成長の方向に向かって大きな第一歩を踏み出していきたいと思います。

そういう趣旨で予算案に賛成したいと思います。

令和7年2月臨時会・3月定例会 主な案件

案 件 名	内 容
－ 2月4日臨時会－ ◆令和6年度 栄村一般会計補正予算（第6号）	・ ふるさと納税による寄付金増を見込み、返礼品に係る経費の増額：36,712千円 ・ ふるさと納税による寄付額の増額を見込み、基金への積み立て経費の増額：59,000千円 ・ 物価高騰における村民生活と事業者への支援：16,660千円 ・ 3月までの除雪経費の追加補正：42,000千円など ・ 補正額：170,039千円
◆栄村観光レクリエーション施設（トマトの国）の指定管理者の指定について	・ 名称：企業組合 めくもり ・ 指定の期間：令和7年4月1日～令和9年3月31日
◆栄村観光レクリエーション施設（北野天満温泉）の指定管理者の指定について	・ 名称：栄フロンティア㈱ ・ 指定の期間：令和7年4月1日～令和12年3月31日 ・ 賛成議員3名、反対議員5名：否決
－ 2月21日臨時会－ ◆栄村観光レクリエーション施設（北野天満温泉）の指定管理者の指定について	・ 名称：栄フロンティア㈱ ・ 指定の期間：令和7年4月1日～令和12年3月31日 ・ 全員賛成：可決
－ 3月定例会－ ◆令和6年度 栄村一般会計補正予算（第7号）	・ 庁舎の暖房にかかる光熱水費：1,345千円 ・ 鳥獣被害防止対策を実施する経費：1,303千円 ・ 災害公営住宅の家賃低廉化にかかる超過交付金返還：7,368千円など ・ 補正額：18,540千円
◆令和6年度 栄村簡易水道事業会計補正予算（第2号）	・ 水道施設の修繕費他 ・ 補正額：1,198千円
◆栄村議会個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	・ 令和4年6月に国の刑法等の一部を改正する法律が国会で可決され、「禁錮」「懲役」刑が廃止され、「拘禁刑」となったことに伴い、条例中の「懲役」を「拘禁刑」に改めるもの
◆刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	・ 「一般職の職員の給与に関する条例」「栄村非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例」「栄村消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例」「栄村情報公開・個人情報保護審査委員会条例」の各条例中「禁錮」「懲役」を「拘禁刑」に改めるもの
◆課設置条例の一部を改正する条例の制定について	・ 農政課と建設課を統合して「農林建設課」とするもの

案 件 名	内 容
◆議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	・議会議員報酬の期末手当について、0.05ヶ月分引き上げる内容の改正 ―議員報酬について― ・議 長 221,000円⇒257,000円 ・副議長 146,000円⇒180,000円 ・常任委員長及び議会運営委員長 134,000円⇒160,000円 ・議 員 129,000円⇒155,000円
◆特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	・特別職の期末手当について、0.05ヶ月分引き上げる内容の改正
◆一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	・給与表の改正及び期末手当について、0.05ヶ月分引き上げる内容の改正
◆職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	・定年退職した職員を再任用職員として採用した場合、これに該当する職員であっても、旅費等は職員と同じ対応とする旨の改正を条文化したもの
◆職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	・定年退職した職員を再任用職員として採用した場合、これに該当する職員であっても、勤務時間、休暇等は職員と同じ対応とする旨の改正を条文化したもの
◆栄村行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	・マイナンバー利用範囲の拡大を目的とし、国の行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、本村条例の該当箇所の条文改正を行うものなど
◆栄村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	・消防団長が認める訓練、会議について、1日2,400円の枠組みしかなかったが、新たに4時間以上4,000円という項目を追加するもの
◆栄村非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	・退職報奨金について、今までは30年以上は全て一括りとされていたが、31～34年及び35年以上という項目を追加するもの
◆栄村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	・栄村消防団員等公務災害補償条例の補償基礎額を改め、団員の補償内容をより高いものにするもの
◆栄村布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	・令和7年4月1日より、布設工事監督者及び水道技術管理者については、実務経験でも資格基準を満たすものとなった等
◆栄村観光レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	・保養センター雄川閣について、令和7年4月1日から指定管理者制度による入浴・宿泊施設としての運用はしない方針であることから、条例から外す一部改正が必要となったため

案 件 名	内 容
◆栄村保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について	・ 東部保育園の廃止に伴う一部改正
◆栄村保育の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について	・ 東部保育園の廃止に伴う一部改正
◆栄村保育所保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	・ 保育料及び給食費を無料とするもの
◆栄村学校設置条例の一部を改正する条例の制定について	・ 令和8年4月1日に新しく開校する学校名を「さかえ小中学校」とするもの
◆栄村教育委員会教育長の任命について	・ 下 育郎氏（教育長2期目）
◆栄村教育委員会教育委員の任命について	・ 阿部 高広氏（小赤沢）
◆人権擁護委員候補者の推薦について	・ 久保田 喜美子氏（箕作）

◆令和6年度 栄村予算推移◆

単位：千円

区 分	当初 予算	6月 補正	7/26 専決	9月 補正	10/9 専決	12月 補正	2月 補正	3月 補正	3月定例 会後の 予算総額	増減額	増減率 %	構成比
一 般 会 計	3,410,000	43,719	6,000	19,199	5,015	35,001	170,039	18,540	3,707,513	297,513	108.72	
特 別 会 計												
国民健康保険 （事業勘定）	237,526	1,116				987			239,629	2,103	100.89	26.2%
国民健康保険 （施設勘定）	112,685			8,262					120,947	8,262	107.33	13.2%
秋 山 診 療 所	3,842								3,842	0	100.00	0.4%
後期高齢者医療	33,242								33,242	0	100.00	3.6%
介 護 保 険	449,683			2,835		1,017			453,535	3,852	100.86	49.6%
介護サービス	10,499								10,499	0	100.00	1.1%
ケーブルテレビ	53,183								53,183	0	100.00	5.8%
特別会計合計	900,660								914,877	14,217	101.58	
事 業 会 計												
簡易水道事業	157,219					1,050		1,198	159,467	2,248	101.43	
下 水 道 事 業	126,975								126,975	0	100.00	
事業会計合計	284,194								286,442	2,248	100.79	



松尾 眞議員

5年間実施されてきた 希少動植物調査の成果 をどう活かしていくか。

村長
つ。村民みんなが関心をも
どで議論を重ねていく。

松尾

希少動植物調査によって、栄村には長野県でほぼ絶滅しているのではないかと考えられていた多くの種が存在していることが確認された。

これは、栄村には里山の生態系がろうじて生き残っているということを示しているのではない。里山の生態系は、山間地域の農村としての栄村で農の営みを延々と私達の前の世代、前々の世代が営んできた。それが作り出してきた、そして守り抜いてきたもの。

そこで、里山の生態系を守る農業のあり方を考える。例えばこの農業を使うところの希少動植物を守るにはちよつと困るよ、あるいはここをきちんと草刈してもらうことが希少動植物が生き続けるには大事だとか。

また、里山の生態系の豊かさを、栄

村の観光に活かしていく発想法も大事。乱獲されるのは、そういうものを欲しいと思う人が好き勝手にやれるから。村と私達がイニシアチブを取って観光プランを考えていけばそういうことも防げるのではない。

栄村の人たちが持っている知恵だけではなく、専門家の方の持つておられる専門知識もお借りして、今後の計画、施策を練っていく必要があるのではない。希少動植物調査の成果の活かし方について村長の考えをお聞きたい。

村長

自然環境の保全、希少動植物の保護の観点から大事なことは、私も村民がそのことにまずは関心を持つことだと思う。

何がどのように素晴らしいのか、何がすごいのか、できるだけ理解をして、暮らしの中で、農業を営む中で、観光に関しての様々な事柄を進めていく上でも普通に関わっていきける、そういうことを理解して動いていけることが大事ではないかと思っている。

そのために、専門家の皆さんを含めた自然保護審議会の中で議論を重ね、村のために望ましい実践に繋げていっていただければと考えるところである。



保坂眞一議員

米農家支援の拡充と 家庭菜園等への支援を。

村長
米生産支援金を増額する
とともに、優良米生産支
援金も継続交付する。

米農家支援事業について

質問

最近の米不足を背景に、国民の中でお米が見直され、関心が日々高まっている。村の米農家支援事業は、出荷農家のみならず、1アール以上の作付け農家が対象となることから、兼業農家も含め、水田の耕作放棄地を防止するとともに、村民の米作りへの意欲向上が図られ、その成果を高く評価する。支援内容の更なる拡充をすべきと考えるが、今後の取り組み方針について伺う。また、本年度の支援金の交付状況について農政課長に伺う。

村長

米作り農家支援として、優良米生産支援金を継続するとともに、作付面積による交付金を一反歩あたり、五千円から七千円に増額して、さらに農家の安定した収入を図ることと、米作り意欲が少しでも高まってい

ただけることに繋がるよう今後も継続支援を考えていきたい。

農政課長

米農家支援金は248名、約900万円、優良米生産支援金は54名、約166万円交付した。

畑作農家支援の拡充について

質問

栄村に適した農産物の増産を図るため、アスパラガス、キウリ、ズッキーニ等の支援をしているが、アスパラ農家は、最盛期80戸余りが、今は、8戸まで減少、他の作物も同様である。

各家庭での野菜等の受給率を上げることや集落景観の維持、向上や健康寿命を伸ばすためにも、自家用菜園、「せっつえもん畑」での少量多品目栽培を奨励し、すべての畑作農家にも米のように作付け支援し、村独自支援を全国に先駆け実施してはどうか。

村長

「せっつえもん畑」は、多くの方の生きがいでもあると思う。自給率の向上、集落の景観という観点からも大事にしなければならぬと思う。

支援となると、公平性を考慮し、各農家の気持ち을大事にして、難しい面もあるので、地域の皆さんとも懇談しながら、多めに検討していきたいと思う。



島田伯昭議員

拙速に雄川閣の事業を進めてほしくない。

長 できるだけ早く方向を見出して新たな経営ができるようにしたい。

雄川閣について

質問

雄川閣の土地と建物を村は無償譲渡を考えているが、土地、建物の財産放棄については、栄村の将来のため、拙速に事業を進めないでほしい。村民の声をしっかりと聞き、関係する専門の方々、村財政など多様な角度から議論し、知恵と工夫を重ね、秋山郷の活性を図ってほしい。

村は、雄川閣及び土地の無償譲渡を前提とするプロポーザル（企画競争入札）を行っているが、そのことによって秋山郷の活性をどこに求めているのか。また、雄川閣の在り方について、村民、観光関係者などの声や知恵を活かす取り組みができないか。

村長

時代の流れから利用者の目的、利用形態が大きく変化したことに合わせて、施設に求める機能も変換し、建設当初の住民のための保養



保養センター雄川閣

施設としての位置づけから観光施設へと転換している現状である。公共施設等検討委員会での審査、審議を経て、一般にも公表し、公共施設個別設計画の基本方針でも効果があり効率的な村民サービスの提供等と共に、財政負担の軽減を図るための民間活力を検討する。できるだけ早く方向を見出して新たな経営ができるようにしたい。

商工観光課長

公募により5者からプロポーザルとして雄川閣の企画案が提出された。企画提案者は、村民の意向にそぐわなければ該当無しとなる場合がある。切明地区の皆様意向は、何かしらの営業をできるだけ早くとの声もあり、あまりゆとりというわけにはいかない。



魚田清美議員

村民の安全・安心を守るための防犯体制について。

長 防犯対策に関わる予算を計上。警察当局、関連機関と連携し防犯意識の高揚に努める。

質問

令和7年度の当初予算新規事業として、防犯対策事業が設けられ、46万円が防犯カメラ設置補助金と明記されている。防犯カメラの具体的な設置計画はどのようなものか。また村設置、集落単位の設置、個人宅への設置等、家庭用防犯カメラ、防犯機器に対する要件や補助率等は。

村長

現在栄村の防犯カメラは2台で、栄小学校前と森宮野原駅前に設置されている。近年全国各地で凶悪な強盗事件が相次ぎ、栄村でも同様な事件が起きないとも言えない状況である。令和7年度当初予算に防犯対策に関わる経費を計上し、警察当局や関係機関と連携して防犯意識の高揚に努めていく。

副村長

村内に設置する防犯カメラは新規計画として3基

予定をしている。設置場所については、飯山警察署、関係機関と協議をしながら進めたい。個人宅への防犯部品の設置等も進めるため、家庭用防犯カメラの設置及び防犯部品に対する購入補助、また集落が独自に設置する防犯灯の補助、防犯対策経費として200万円余りを計上している。ここでいう防犯部品とは、カメラ付きドアホン等を想定し、補助率は2分の1を限度と考えている。

質問

補助金は交付申請期間や予算がなくなり次第終了しないか。

副村長

申請期間の設定はなく、単年度で終わらせることなく継続する方向で考えている。

質問

防犯カメラは家屋の立地条件や特殊詐欺防止対策機器は高齢者宅で需要があるのではないかとと思う。セキュリティ機器の専門家や防犯設備士に依頼することが良いとされている。村内のどちらの業者をお願いすれば、家屋の状況や周囲の状況に応じたカメラの選択と効果的な設置をしてくれるのか等の紹介も設置件数が増えることに繋がると考えるが、補助金制度を住民の方に理解し、利用していただくため具体的な方法は考えているか。

副村長

7月の区長会を通じて住民の皆さんに周知いた



月岡利郎議員

第3種踏切、第4種踏切廃止について、村としての対応は。

村長
住民の皆さんの立場に立って、住民の皆さんと共に踏切の存続を強く要望していく。

JR飯山線踏切廃止について

質問

昨年11月28日、飯山線踏切廃止の説明会があった。村内で飯山線の踏切に係る集落は、白鳥、平滝、横倉の3地区で、特に白鳥にある大門踏切は、子供たちの通学路、また災害時の避難路として住民の安全確保のため必要不可欠である。

JRで地元説明会を開催するのは、初めてではないと思われるが、今までも村に踏切廃止の要望はあったのか。地元説明会を行い、その結果が出るまでの間、村として地元の要望を伝える考えはあるのか。また生活道路や農作業用道路として利用している第3種踏切、第4種踏切の廃止について、

村としての対応は。

村長

昨年11月28日に行われた説明会は、飯山線を管理するJR東日本保線設備技術センターからの要望を受けて開催されたもので、今年度初めての開催である。

栄村としては、あくまでも住民の皆さん側の立場に立って、住民の皆さんと共に踏切の存続を強く要望していく。こういった話があったからといって、すぐこの踏切を廃止するとか、そういうしたことには至らないと私は認識している。

この踏切の存続を要望するからには、事故が起きないようにすることを徹底していかなければならない。JRの方には、安全に通行ができるように、必要に応じて可能な限り整備を求めていると思う。

民生課長

踏切廃止の協議については、警報機も遮断機もない第4種踏切については、平成30年から、警報機はあるが、遮断機のない第3種踏切については、令和5年度からJR東日本保線設備技術センターと栄村とで協議が行われている。

今年度の協議については、JR東日本保線設備技術センターの所長さん自らが来庁され、危険な第3種踏切、第4種踏切の廃止について協議を進めたので、住民の皆さんに直接説明をさせてほしいというお話をいただいたの

で、役場が間に入るのではなく、住民の意見を直接聞きあう場が必要と考え、村はあくまで住民の意見を尊重する立場であることをJRに伝えたいうえで、第4種踏切のある平滝地区と、第3種踏切のある白鳥地区において説明会を開催した。

住民が踏切を生活道路として利用し、必要としている限り存続を強く要望していく所存である。安全に踏切を通行できるよう必要に応じてJRへ遮断機設置の要望なども検討していきたいと考えている。

副村長

私が建設係長だった頃のことで、大門踏切については、以前白鳥区の方から要望を受けて、「なんとかもつと安全性の高い踏切改修を望む」ということで要望を行った記憶がある。

JR側としては、「もう今後、踏切は減らすことはあっても増やすことはない」ということを強く主張された。社会資本整備事業で向かうということで事業費を積算したところ、軽く億を超える額の提示をされた。どう考えても現実的ではない改良だったので、そこで行き詰ってしまった。



白鳥地区：大門踏切



山上宏晃議員

指定管理者、指定管理料の審議のための詳しい資料を議会に出すべきでは。

長 全ての関係書類を議会に提示して、議会が事業者を判断するのではない。

トマトの国と北野天満温泉について

質問

国の資料に指定管理者制度の目的は、①民間事業者の活力を活用した住民サービスの向上②施設管理における費用対効果の向上③管理主体の選定手続きの透明化、とある。トマトの国と北野天満温泉はこの目的に適しているか疑問だ。課題があると考えているか。

村長

両施設とも健全な経営を目指しながら地域愛を持って経営に取り組んでいただいている。

商工観光課長

支配人、接客、調理、経理スタ

ツフの充足の課題があると思うている。村としては管理監督を行う必要があり、管理監督をしつかり行いながら、どのように指定管理者と伴走していくかが大事であり、それが一番課題でもあると感じている。

質問

今回の指定管理者募集において、応募者は各々1者のみ。複数の業者により競争原理を働かせるのが望ましく、公募方法など改善すべき部分があるのではないか。

商工観光課長

総務省の資料によると、応募団体の少なさへの対応として、「周知期間を長く設定したり、全国的な情報発信に努める」などある。より情報を集めてより良い公募ができるように努めてまいりたい。

質問

議会が指定管理者の選定、また指令管理料の審議をするとき、そのための詳しい資料が必要だと考える。指定管理者の選定委員の最終結果の評点のみで賛成しろというのであれば、議会での審議は必要ない。

従来の栄村の指定管理者選定の際は、より詳しい資料が出されている。また募集要項には施設の収入および支出の状況が載っている。出せる資料は議会に出していただきたい。

村長

全ての関係書類を議会に提示して、議会が事業者を判断するのではない。私どもが決定したこと

について議会の同意をいただくための説明は一生懸命やらなければならない。

質問

指定管理料の1施設1,300万円は光熱水費相当ということだが、指定管理者制度の中には光熱水費とする根拠はない。どのような過程でこのようになったのか。

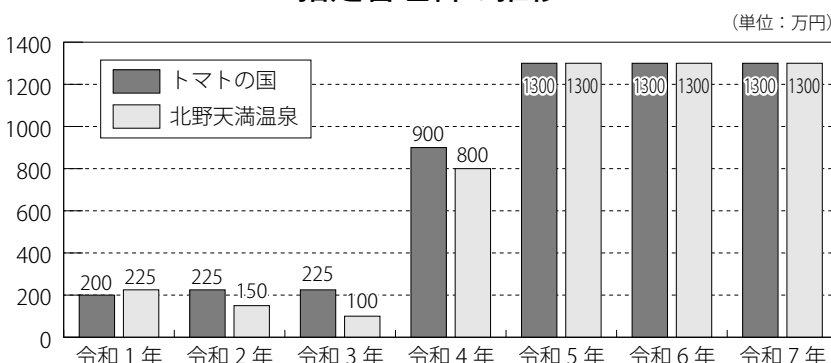
商工観光課長

国のガイドラインによると、村が適切な管理運営に要する経費と利用料金等の積算を行うことで、管理運営経費の極端な削減によるサービスの低下や、過大な指定管理料の支出を防ぐことができるとしている。当村においては、村と指定管理者は決算見込み書に基づいて協議を行い、次年度の管理経費を算出している。いずれにしても、一定の基準や算出根拠が必要であるため、一つの基準として光熱水費相当分としている。管理運営経費の極端な削減によるサービスの低下や、それによって運営ができなくなることとは避けなければならない。ですが、過大な指定管理料の支出を防ぐということも必要で、このバランスが非常に難しい判断だと思っている。

質問

指定管理料の算定が難しいことは理解している。議員が調べられる資料では、過去にさかのぼるしかない。平成25年から平成28年の施設の損益推移を見ると、1,300万円とはかけ離れた数字になっている。

指定管理料の推移



令和元年から令和3年の指定管理料も同じ。このころも光熱水費はかなりかかっている。

商工観光課長

指定管理料の算定は、非常に難しいというのが現状だと思う。村は管理監督を少ない課の人数で協力しながら、どうやって伴走をしてやっていくかに重点を置いてやっていきたい。

栄村議会活動報告

◎令和6年10月から令和7年3月までの「議会全員協議会」で協議された項目内容を報告します。

村長提出の全員協議会

行政上の重要問題等について村からの報告、説明、提案等に対し、議員全員で協議・意見・要望するものです。

開催月	内 容																				
6年 10月17日(木)	◎ 能登地域の豪雨災害発生による義援金について（総務課） 能登地域で発生した豪雨災害で被害にあった輪島市、珠洲市、能都町に対して各50万円を義援金として村から送ることになりました。 ◎ 歯科診療所の医師の決定について（民生課） 歯科診療所の医師が決定し11月1日から着任し、11月中に歯科診療所は再開の予定、広報等でお知らせする。 ◎ J A施設内の精米機の修繕について（農政課） 精米機が壊れていて修繕が必要で、修繕には約90万円、予備費で対応する。10月中には修繕が終了予定。																				
7年 2月4日(火)	◎ 特別職等報酬審議会答申について（総務課） 村で特別職等報酬審議会へ諮問した、議員報酬額について、審議会から答申があった内容について総務課から説明がありました。 答申の内容は以下のとおり。 <table><tr><td></td><td>(現行)</td><td></td><td>(答申のあった改定額)</td></tr><tr><td>・ 議 長</td><td>221,000円</td><td>→</td><td>257,000円</td></tr><tr><td>・ 副議長</td><td>146,000円</td><td>→</td><td>180,000円</td></tr><tr><td>・ 委員長</td><td>134,000円</td><td>→</td><td>160,000円</td></tr><tr><td>・ 議 員</td><td>129,000円</td><td>→</td><td>155,000円</td></tr></table> ◎ 雄川閣の活用に向けたプロポーザルについて（商工観光課） 雄川閣の活用に向けて民間事業者の提案により、切明温泉及び秋山郷の活性化を目的としてプロポーザルを実施する。 村内などの5者から提案があり、今後プレゼンテーションを実施し、雄川閣の活用を進めていく。		(現行)		(答申のあった改定額)	・ 議 長	221,000円	→	257,000円	・ 副議長	146,000円	→	180,000円	・ 委員長	134,000円	→	160,000円	・ 議 員	129,000円	→	155,000円
	(現行)		(答申のあった改定額)																		
・ 議 長	221,000円	→	257,000円																		
・ 副議長	146,000円	→	180,000円																		
・ 委員長	134,000円	→	160,000円																		
・ 議 員	129,000円	→	155,000円																		



議長提出の全員協議会

議会の計画や課題について議員全員で協議する場です。
基本的に月一回開くことにしています。

開催月	内 容
6年 10月17日(休)	◎ 一般質問の一問一答方式の採用について 12月定例会から一般質問の質問方式について、現行の「一括質問一括答弁方式」に加え「一問一答方式」についても採用することが協議され、一般質問をする議員は、どちらかの方式を選択して一般質問を行うようになりました。 「一問一答方式」の採用に伴い、質問時間は60分以内となり、答弁者(村長や各課長)には反問権(質問する権利)が与えられるよう「栄村議会申し合わせ事項」についても追加変更されることとなりました。 ◎ 能登地区町議会連絡会行政視察対応について 令和6年1月1日の最大震度7の地震により被害に遭った能登地域の町議会で構成される連絡会が当村を訪れ、今後の復興のために復興住宅建設に対してのプロセスなどについて11月14日に行政視察に訪れることとなり、関係する議員で対応することと決定しました。 ◎ 行政視察研修について 議会の行政視察研修について、11月5日～6日で「ミスズライフ能登工場」に研修に行くことに決定しました。この研修報告は議会報第213号(広報さかえ2月号)で掲載しています。
11月14日(休)	◎ 「袴田事件」の再審無罪判決を受けて、改めて再審法の速やかな改正を求める会長声明からの「再審法改正の早期実現を求める意見書」について 長野県弁護士会から、「袴田事件」の再審無罪判決を受けて、他のえん罪も含めて「再審」に至るまでに明確な規定がないために、無罪を訴えているのにえん罪をかけられ「再審決定」までに人生の大半もかかってしまう「再審法」の改正について意見書が提出され、この内容について協議しました。この意見書については、意見書第14号「再審法改正の早期実現を求める意見書」として国の関係機関あて提出しています。
12月2日(月)	◎ 議会改革について これまで2年近く進めてきた議会改革について、第18期議会だけで終わることなく、今後もさらなる議会改革となる活動を進めていくことを協議、確認しました。 基本的には「議会基本条例」の制定が必要であること。
7年 1月15日(休)	◎ 栄村自然環境保護審議会委員の推薦について 役職推薦であるため、下記の者を推薦しました。 ・総務文教常任委員長 保坂良徳 議員 ・産業社会常任委員長 松尾 眞 議員 ◎ 栄村議会申し合わせ事項の追加について 議会改革により、議場でのパソコン及びタブレットの使用を可能にするため、議会申し合わせ事項にその項目を追加することとしました。

開催月	内 容
2月4日(火)	◎ 栄村議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について 地方自治法の改正により、地方議員が地方公共団体から300万円までの請負が可能となり、その請負について状況の透明性を確保するため報告義務のある条例の制定を行うこととしました。 また、本条例は、議会改革の一環である「多様な人材が参画し、住民に開かれた議会」の実現に向けた「立候補環境の整備」にも基づいています。 ◎ 栄村議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程の制定について 上記条例を施行（実際に行うこと）にあたり、報告の方法や報告のあった請負の閲覧の方法などの細かい決めごとについて規定が必要なため、条例と一緒に定めることとしました。 ◎ 第6期中山間地域等直接支払い交付金について（農政課説明） 令和7年度から第6期となる中山間地域等直接支払い交付金制度が始まるにあたり、現在の国から示されている事業の内容などについて農政課から説明を受けました。 ※中山間地域等直接支払い交付金制度は平成12年から始まり5年間で第1期として、令和6年度までに第5期まで25年間継続している国の補助事業です。
3月5日(水)	◎ 栄村育英資金運営委員の推薦について 教育委員会から上記委員の推薦依頼があり下記の議員が推薦されました。 ・推薦議員：総務文教常任委員長 保坂良徳 議員

栄村議会改革推進特別委員会活動報告

栄村議会改革推進特別委員会（以下「委員会」という。）は、令和6年6月定例会で決議され12月まで活動しました。

9月（第1回～第6回）までの活動については11月の広報誌（議会報第213号）で報告しています。今回は10月からの報告となります。

また、9月3日～9月13日までの間に村内5か所で開催された「議会活動報告会」は令和6年11月の広報（議会報212号）で報告しています。

・委員会開催実績

- 8回目（10月17日）：議会活動報告会の報告及び調査報告書の素案内容検討
- 9日目（11月7日）：調査報告書の内容確認と報告書の最終決定

委員会は9回開催され、最終的に「栄村議会改革推進特別委員会調査報告書」が作成され、令和6年第4回（12月）定例会で最終報告となり、その報告を基に12月9日、宮川村長に上倉議長から栄村特別職等報酬審議会へ報酬の改定について諮問するよう依頼しました。